

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社リツアン S T C（以下「甲」という。）と過半数代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び各種手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年 7 月 8 日職発 0708 第 2 号「令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）の大分類（業務に対応する大分類は、別表 1 「大分類」の通り）とする。

（二）通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。

（三）地域調整については、通達に定める「地域指数」のうち、「都道府県別地域指数」により調整する。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

等級 1 : 10 年

等級 2 : 3 年

等級 3 : 0 年

2 甲は、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、甲の定める評価方法により昇給を行う。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、個別の労働契約書に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、個別の労働契約書に準じて支給する。

第7条 対象従業員に対して別表2の「対応する一般の労働者の平均的な賃金の額」の額の6%を退職金相当額として支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、個別の労働契約書に準ずる。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とする。

令和3年3月17日

甲 株式会社リツアンSTC 代表取締役 野中 邦章 印

乙 労働者代表 江口 澄 印

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

【別表 1】同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額

採用した統計：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

大分類・分類	業務名	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
B 専門的・技術的職業	開発、設計、運用、保守、プロジェクトマネジメント、プロジェクト推進、通信業務、分析、調査、実験（技術）、評価（技術）、生産管理、工程管理、生産技術、施工管理、作図（A）、支援	1,283	1,499	1,609	1,661	1,755	2,019	2,525
C 事務的職業	データ管理、営業事務、総合事務、庶務、受発注業務、通訳、翻訳、受付、窓口対応、原価計算、作図（B）	1,081	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127
H 生産工程の職業	加工、組み立て、製造、保全、機械オペレーター、実験（生産）、評価（生産）、検査（生産）、運搬、梱包、走行試験	1,078	1,259	1,352	1,396	1,475	1,697	2,122

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

【別表 2】対象従業員の基本給の額

採用した統計：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

（備考）同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を所定労働時間数で除して時間換算した額より比較するものとする

2 賃金の決定は、基本給額に対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 3 の地域指数を乗じた額とする。

大分類	小分類	業務名	等級別職務内容および資格	基本給与額	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値			
					一般の労働者の平均的な賃金額に経験調整指数・退職金相当額を乗じた額	退職金相当額（6 %）	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験（年）
B 専門的・技術的職業		開発、設計、運用、保守、プロジェクトマネジメント、プロジェクト推進、通信業務、分析、調査、実験（技術）、評価（技術）、生産管理、工程管理、生産技術、施工管理、作図（A）、支援	【等級 1】在籍 10 年目かつ当社規定のスキルを満たし、自己管理業務ができること	2,144	2,144	125	2,019	10
			【等級 2】在籍 3 年目かつ当社規定のスキルを満たし、自己管理業務ができること	1,762	1,762	101	1,661	3
			【等級 3】与えられた通常業務	1,360	1,360	77	1,283	0
C 事務的職業		データ管理、営業事務、総合事務、庶務、受発注業務、通訳、翻訳、受付、窓口対応、原価計算、作図（B）	【等級 1】在籍 10 年目かつ当社規定のスキルを満たし、包括的マネジメント業務および市場拡大に寄与できること	1,806	1,806	105	1,701	10
			【等級 2】在籍 3 年目かつ当社規定のスキルを満たし、リーダー業務ができること	1,485	1,485	85	1,400	3
			【等級 3】与えられた通常業務	1,145	1,145	64	1,081	0
H 生産工程の職業		加工、組み立て、製造、保全、機械オペレーター、実験（生産）、評価（生産）、検査（生産）、運搬、梱包、走行試験	【等級 1】在籍 10 年目かつ当社規定のスキルを満たし、包括的マネジメント業務および市場拡大に寄与できること	1,801	1,801	104	1,697	10
			【等級 2】在籍 3 年目かつ当社規定のスキルを満たし、リーダー業務ができること	1,480	1,480	84	1,396	3
			【等級 3】与えられた通常業務	1,142	1,142	64	1,078	0

採用した統計：令和元年度職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	92.2
青森	83.6
岩手	86.5
宮城	96.8
秋田	86.0
山形	88.8
福島	92.7
茨城	100.0
栃木	98.9
群馬	97.9
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.5
神奈川	109.1
新潟	93.9
富山	97.4
石川	96.8
福井	97.2
山梨	98.1
長野	97.3
岐阜	100.0
静岡	99.8
愛知	105.2
三重	98.3
滋賀	98.8
京都	101.3
大阪	107.8
兵庫	102.0
奈良	100.9
和歌山	92.9
鳥取	89.4
島根	87.4
岡山	95.8
広島	97.2
山口	91.0
徳島	90.8
香川	95.3
愛媛	90.2
高知	87.8
福岡	92.5
佐賀	86.1
長崎	84.5
熊本	87.6
大分	89.7
宮崎	84.9
鹿児島	86.6
沖縄	85.4